

空家等実態調査の状況と上田市空家等対策計画の改定

1 空家等実態調査の状況

平成 28 年度に、市内全域の空家等実態調査を実施してから 8 年が経過し、現時点での正確な空き家数や老朽化の状況等の実態を把握することが困難となっています。

そこで、最新の空き家情報を通じて、今後の空き家対策に活かすことを目的として、今年度に再調査を実施しています。(以下が現在の進捗状況と今後の主な予定です。)

調査結果は、今年度に導入予定の「空き家管理システム」へデータベースとして整備することにより、今後の空き家対策に生かしていくとともに、令和 7 年度末に改定時期を迎える「上田市空家等対策計画」へ反映させていきます。

年 月	詳 細				
R6.5 月	<ul style="list-style-type: none"> 空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、上田市空家等対策計画改定の基礎資料の作成や、常时空家等の情報管理ができるシステム構築に当たり、必要なデータベースの整備などを目的として、市内全域の空家等実態調査業務委託の入札を実施。 指名競争入札により、調査請負業者を決定。 (株)こうそく東信営業所と業務委託契約を締結、市内全域の空き家調査開始。 水道使用量情報を基に抽出した空き家候補 約 1 万 1 千件を調査対象とする。 				
R6.7 月	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域の空家等実態調査について、自治会連合会定例役員会において説明。 市内全自治会長を対象に、実態調査に関する文書を送付。 				
R6.10 月	<ul style="list-style-type: none"> (株)こうそく東信営業所が外観目視による現地調査を完了。 <p>空き家数 (R6.11 月時点 速報値) は 3,388 棟【H28 調査 3,415 棟から 27 棟減】</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">上田地域：2,059 棟</td> <td style="padding: 0 10px;">丸子地域：648 棟</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">真田地域：504 棟</td> <td style="padding: 0 10px;">武石地域：177 棟</td> </tr> </table>	上田地域：2,059 棟	丸子地域：648 棟	真田地域：504 棟	武石地域：177 棟
上田地域：2,059 棟	丸子地域：648 棟				
真田地域：504 棟	武石地域：177 棟				
R6.11~12 月	<ul style="list-style-type: none"> 「自治会別空き家位置図」を市内全自治会へ提供。修正加除（空き家であるか否か）が生じたものについて、委託業務にて追加（現地）調査を実施。 				
R7.1~3 月	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税課税情報との照合作業（現地調査結果及び位置情報と所有者・納税管理人・相続人等の固定資産税情報）を行い、空き家の所有者を特定。 				
R7.4~5 月	<ul style="list-style-type: none"> 空き家所有者に対し、「今後の空き家利活用に関する意向調査票」を実施。 				
R7.7 月	<ul style="list-style-type: none"> 委託業者による調査結果の取りまとめ及び報告書の提出。 				
今後の 空き家情報 の修正	<ul style="list-style-type: none"> 空き家管理システム (R6.12 月導入) に実態調査結果を登載のうえ、台帳整備。 台帳を基に自治会毎の空き家位置図を作成し、年 1 回程度市内全自治会へ提供し、その都度「新たに発生した空き家」「解消された空き家」を把握し、台帳整備を図るとともに、自治会と正確な空き家情報を共有。 				

2 上田市空家等対策計画の改定

(1) 策定の根拠

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）第6条の規定に基づき国が定めている「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（国ガイドライン）」では、「空家等対策を効果的かつ効率的に推進するためには、各市町村において、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するための計画を作成することが望ましい。」とされています。

(2) 策定期間

現計画 平成30年11月から令和8年3月まで（8年間）

次期計画 令和8年4月から5年間（予定）

(3) 国の補助制度(空き家対策総合支援事業)の活用

法第6条の規定により策定された空家等対策計画に基づき市区町村が空き家の除却・活用等に係る取組を実施する場合、国の補助金制度を利用することができます。

(4) 今後の主な予定【暫定】

- ① 実態調査結果の報告内容を踏まえ、事務局にて改定案の素案を作成
- ② 空家等対策庁内検討会及び空家等対策協議会にて、改定素案を審議
- ③ 市民意見募集（パブリックコメント）の実施と内容修正
- ④ 地域協議会での説明と内容修正
- ⑤ 空家等対策協議会にて改定案を審議

附属機関に関する条例

附属機関の名称：上田市空家等対策協議会

- 1 任務 **空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、市長の諮問に応じ、調査審議を行うこと。**
- 2 組織 協議会は、委員15人以内をもって組織し、市長のほか、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 任期 委員の任期は、2年とする。
ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

空家等対策の推進に関する特別措置法

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

～中略～

- 三 **空家等の調査に関する事項**

実態調査結果を計画に記載する必要がある